

平成31年3月28日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 江 川 辰 也

会津若松市監査委員 戸 川 稔 朗

定期監査（後期）の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査（後期）を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 健康福祉部（地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、子ども家庭課、子ども保育課、国保年金課及び健康増進課）
- (2) 水道部（総務課及び施設課）
- (3) 会計課
- (4) 議会事務局
- (5) 選挙管理委員会事務局
- (6) 農業委員会事務局
- (7) 監査事務局

3 監査対象期間

平成29年度事務執行分

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 各部行政運営方針書で主要事業として位置付けた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 主要事業が限られている場合及び出先機関における庶務経理事務
- (4) 上記(1)に関する工事
- (5) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める「監査等の着眼点」の「第1 財務事務監査の着眼点」、「第2 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第3 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局内

イ 実施日 平成30年12月7日から平成31年2月5日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所 3階会議室

イ 実施日 平成31年2月6日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていた。また、事務処理上留意すべき軽微な点等については、別途措置を促した。

(1) 意見

下記のとおり意見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○給水施設等整備費補助金について（健康増進課）

当該補助金は、会津若松市水道事業給水条例に規定された給水区域以外の地域における生活用水等の安定的な確保を図るため、地域住民で構成された団体において給水施設等を設置又は改修する場合に補助金を交付するものであるが、当該補助金の交付に当たっては、平成29年度に3件の事故繰越しの事例が発生している。

事故繰越しが発生した原因については、積雪の影響で舗装復旧が当初の工期内に完了できなかったことや、地区要望により整備手法が変更となったことなどが挙げられるが、当該補助事業については、平成26年度から現在に至るまで、平成26年度、平成27年度及び平成29年度には事故繰越し、平成28年度及び平成30年度には繰越し明許費が発生するなど、事業の繰越しが続いている。

会計年度独立の原則の例外的な取扱としては、継続費、債務負担行為、繰越明許費及び事故繰越しなどがあるが、このうち継続費、債務負担行為及び繰越明許費が事前に予算措置としての議会の議決が必要であるのに対し、事故繰越しは事前の議決を必要とせず、長の執行権限において実施され、事後に議会へ繰越計算書として報告されるものである。

この場合において、事故繰越しは、年度内に事業が完了する十分な期間と財源があるものとして、年度内に支出負担行為をし、それが、天災地変などの避けがたい事故のために、年度内に支出が終わらなかった場合の予算的対応である。

しかるに、当該補助事業については、相手があることとはいえ、予算的な例外的措置が幾度となく繰り返されている。

したがって、今後の補助事業の実施に当たっては、補助申請者との十分な協議を行った上で、年度をまたぐ工期が想定される場合には、債務負担行為や繰越明許費の手法を含めた予算措置のあり方を検討するなど計画的な事業執行に留意されたい。